

川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等）

平成31年4月1日制定

令和2年4月1日改正

1 適用範囲

本試行要領は、建設緑政局、各区役所道路公園センター、上下水道局下水道部、まちづくり局登戸区画整理事務所が発注する工事を対象とする。

2 対象工事等

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とすることができる。ただし、本要領においては、測量・地質調査業務委託は対象外とする。

（1）適用日等

契約日が平成31年4月1日以降の工事等を対象とし、受注者が経費の補正を希望した場合とする。

この改正要領は契約日が令和2年4月1日以降の工事等を対象とし、受注者が経費の補正を希望した場合とする。

（2）対象工事等

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とすることができる。ただし、本要領においては、測量・地質調査業務委託は対象外とする。

ア 主たる工種が屋外作業である工事。なお、土木工事標準積算基準の現場管理費に基づき積算している除草や清掃などの業務委託も対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を対象期間から除くものとする。

イ 電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

ただし、機器等の工場製作期間及び、工場製作工を含む工事の当該期間を対象期間から除くものとする。

3 用語の定義

（1）真夏日

日最高気温が30度（℃）以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

（2）対象期間

工事着手日から完成期限までとする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{対象期間中の真夏日} \div \text{対象期間}$$

4 計測・真夏日率算出方法について

(1) 真夏日の計測方法

ア 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。

観測地点【横浜（神奈川）】の暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。

観測所【神奈川県横浜】の日最高気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯（21：00～翌日5：00）の最高気温が30度（℃）以上の場合。

観測所（地点）における気温が30度（℃）以上、又はWBGTが25度（℃）以上の場合、作業開始時間に該当する日を真夏日とする。なお、観測所（地点）は①、②と同じとする

イ 休工日においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

ウ 上記に該当しない場合は、監督職員と協議すること。

(2) 真夏日の算出方法

上記計測方法により、真夏日を算出するものとする。

ただし、休工日は真夏日に含めないものとする。

(3) 基準日について

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より完成期限までの対象期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(4) 真夏日率算出方法

以下の式により真夏日率を算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{基準日から完成期限までの真夏日} \div \text{対象期間}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

5 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとし、施工個所が点在施工工事の場合もそれぞれ同じ補正値とする。

$$\text{補正値}(\%)^{\ast 2} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 3}$$

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数^{※4}) + 補正值^{※5})

※2 補正值(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※3 補正係数：1. 2

※4 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

※5 土木工事標準積算基準書における「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等） 新旧対照表 （ハッチ部は新規部分）

(改 正 後)	(現 行)
川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等） 平成31年4月1日制定 令和2年4月1日改正 2 対象工事等 近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とすることができる。ただし、本要領においては、測量・地質調査業務委託は対象外とする。 （１） 適用日等 契約日が平成31年4月1日以降の工事等を対象とし、受注者が経費の補正を希望した場合とする。 この改正要領は契約日が令和2年4月1日以降の工事を対象とし、受注者が経費の補正を希望した場合とする。 （２） 対象工事等 近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とすることができる。ただし、本要領においては、測量・地質調査業務委託は対象外とする。	川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等） 2 対象工事等 近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とすることができる。ただし、本要領においては、<u>機械設備工事及び</u>測量・地質調査業務委託は対象外とする。 （１） 適用日等 契約日が平成31年4月1日以降の工事等を対象とし、受注者が経費の補正を希望した場合とする。 （２） 対象工事等 近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場等における労働者の熱中症対策を目的として、下記ア～イに該当する場合、これに係る現場管理費補正の試行対象とすることができる。ただし、本要領においては、<u>機械設備工事及び</u>測量・地質調査業務委託は対象外とする。